

これだけは知っておきたい！！ 消費税軽減税率対策セミナー

■セミナー概要

平成 31 年 10 月より、消費税率が現行の 8% から、10% に引き上げられるのと同時に、消費税軽減税率がスタートします。

軽減税率制度がスタートすることにより、経理処理等において新たな事務の増加が予想されるなど、今から計画的に準備する必要があります。

本セミナーでは、これだけは知っておきたい、軽減税率の内容や企業の対応策、また、レジ入れ替え等に利用できる「消費税軽減税率対策補助金」の内容についてレクチャーいたします。

■開催概要

- 日時 1 回目 平成 29 年 9 月 27 日(水) 14:30~16:00 (小田原箱根商工会議所)
 2 回目 平成 29 年 9 月 28 日(木) 14:30~16:00 (吉池旅館)
 3 回目 平成 29 年 10 月 2 日(月) 18:30~20:00 (小田原箱根商工会議所)
 4 回目 平成 29 年 10 月 26 日(木) 14:00~15:30 (南足柄市女性センター)
 ※駐車場はございますが、満車の場合は有料駐車場をご利用ください。南足柄市女性センターは全て有料駐車場になります。

- 会場 ・小田原箱根商工会議所 (小田原市城内 1-21) ・吉池旅館 (箱根町湯本 597)
 ・南足柄市女性センター (南足柄市関本 591-1 ヴェルミ 3 3 階)

- 定員 各日 40 名 ○受講料 無料 ○講師 東京地方税理士会小田原支部会員

- 主催 ・小田原箱根商工会議所 中小企業相談部 ・(公社)小田原法人会
 ・東京地方税理士会小田原支部 ・東京地方税理士協同組合

- お申込 商工会議所…FAX (0460-86-4411) または、電話 (0460-85-6245) にて。
 法人会 …FAX (0465-23-5109) または、電話 (0465-23-3641) にて。
 ※申し込み後、当日会場へお越しください。(受講票等はありません)

- お問合せ 小田原箱根商工会議所 箱根支部 担当：内田 電話：0460-85-6245
 (公社)小田原法人会 担当：石塚 電話：0465-23-3641

消費税軽減税率対策セミナー参加申込書

※切り取らずこのまま FAX 商工会議所 (0460-86-4411) 又は、法人会 (0465-23-5109) をお願いします

開催日	ご参加いただける日程に、○をご記入ください		
	9 月 27 日(水) 14:30~ (小田原)	・	9 月 28 日(木) 14:30~ (箱根)
	10 月 2 日(月) 18:30~ (小田原)	・	10 月 26 日(木) 14:00~ (南足柄)
事業所名		電話番号	
住所	〒		
受講者名			